

# 大和郡山市立筒井小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに（学校の方針について）

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

このことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童等一人一人に「いじめを決して行わない」、「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

そのために、教職員自らが、「いじめを決して許さない」という決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童等が明るく生き生きと活動できる環境づくりに努める。

## 1 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら継続的な取組を行うことが必要である。

### （1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

### （2）いじめの認識

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。  
いじめの加害児童等・被害児童等は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童等を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童等全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取組を行う。
- 「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。
- 校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 いじめ防止のための体制

### （1）いじめの防止等のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童等への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

3 いじめの問題への取組

組織対応・いじめの防止等の取組を別に定める。

(1) 未然防止

いじめの問題への取組は、多くの児童等が被害者にはもちろん、加害者にもなった体験があるという事実から出発することが重要であり、早期発見・早期対応の取組や、加害者・被害者を特定したり予見したりしようとする取組の限界を理解し、未然防止に取り組む。

(2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、大人がいじめと判断しにくい形で行われたりすることも多いことから、些細な兆候も見逃さず、早い段階から関わりいじめを積極的に認知する。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報があった場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、速やかに組織的対応を行う。被害児童等を徹底して守り通すという姿勢で対処するとともに、加害児童等に対しては教育的配慮のもと毅然とした態度で指導を行う。

(4) 再発防止

いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に指導を行う。

4 重大事態への対応

児童等の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。

なお、事態によっては、市及び市教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、事態の速やかな解決に向け対応する。

5 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても本方針をはじめ、積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。また、いじめ防止等の実効性の高い取組を実施する必要から、本方針が効果的に機能しているかについて、いじめ対策委員会において点検し、必要に応じて見直しを行う。

(問い合わせ先)

大和郡山市立筒井小学校

0743-59-2087

教 頭      きし      だ      せい      じ  
                 岸      田      誠      治

# いじめ対応マニュアル

## I いじめ（疑われるものを含む）事象の認知

報告

報告

学級担任及び学年主任が対応

管理職・生徒指導主任

連絡

いじめ対策委員会

（管理職・生徒指導主任・人権教育主任・生徒指導部・学級担任）

事象及び指導内容を全職員に知らせる

具体的な指導・支援

## II 対応が複雑又は困難であると考えられるいじめ事象の認知

報告

生徒指導主任及び学年主任が中心に対応

管理職

関係者会議の招集

関係者会議（認知から24時間以内に設置）

いじめ対策委員会を中心とした状況把握・指導方針・役割分担の決定

職員会議の招集

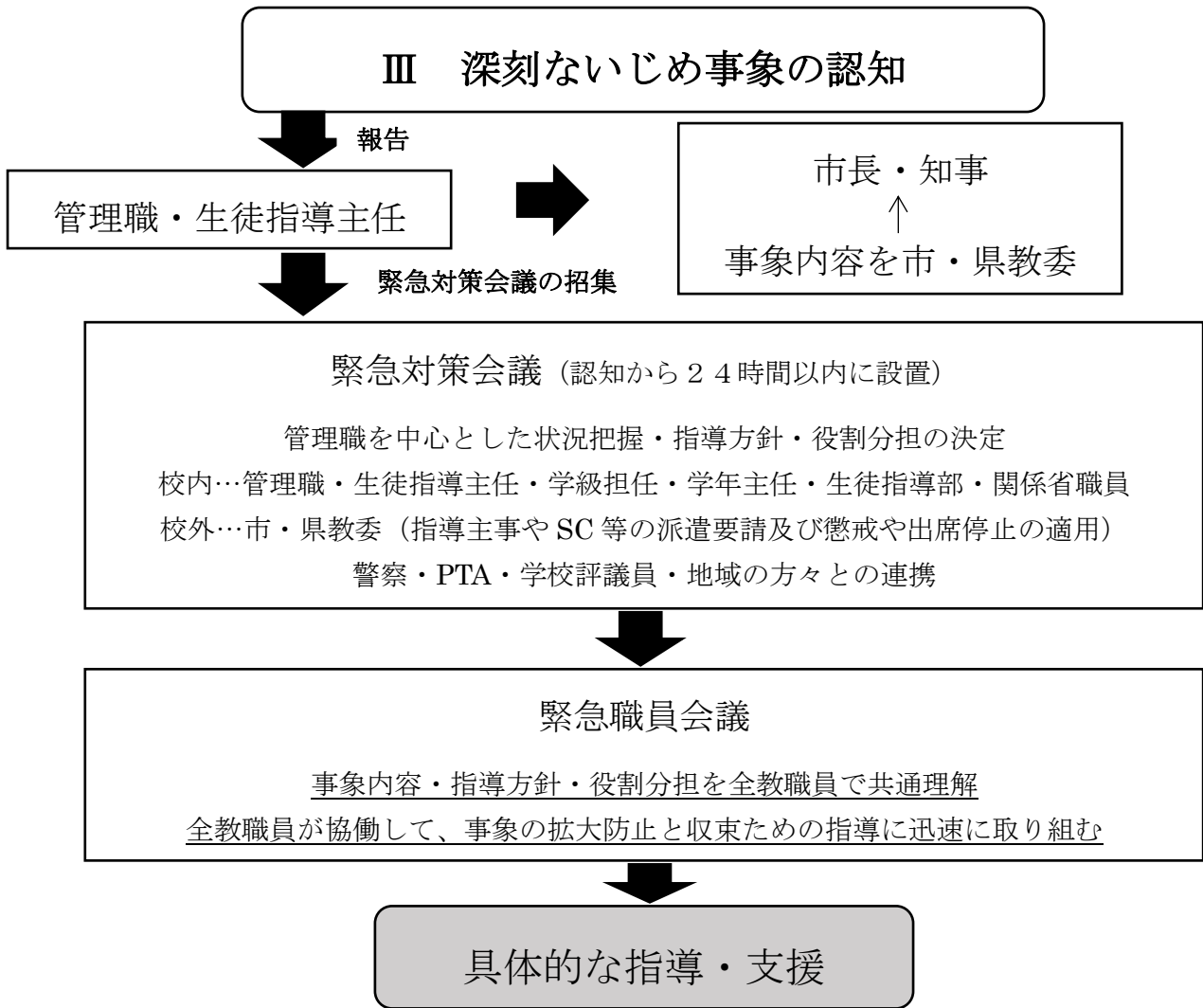
職員会議

事象内容・指導方針・役割分担を全教職員で共通理解

必要に応じて警察等の関係機関への相談

具体的な指導・支援

### Ⅲ 深刻ないじめ事象の認知



### 具体的な指導・支援

報告・連絡・相談・記録を徹底しながら実施

加害者への指導	被害者への支援	周りの児童への指導・支援
<b>毅然とした態度で対応</b> ○伝えること ・いじめは決して許されない ・いじめられた側の心の痛み ・自分の行為が重大である ○確認すること ・カウンセリングの必要性 ○留意すること ・加害者の心理的背景 ・加害者が被害者になる	<b>共感的に受け止める姿勢で対応</b> ○伝えること ・学校として「何としても守る」という姿勢 ・プライバシーの保護に配慮 ○確認すること ・身体の被害状況 ・金品の被害状況 ・警察への被害申告の意思 ・カウンセリングの必要性 ・適応指導教室等での対応の必要性 ○留意すること 再発や潜在化	<b>みんなを守るという姿勢で対応</b> ○伝えること ・いじめられた側の心の痛み ・観衆や傍観者も加害者 ・プライバシーの保護 ○確認すること ・カウンセリングの必要性 ○留意すること ・加害者の心理的背景 ・観衆や傍観者が被害者になる

いじめ行為の背景に横たわる問題を見極め、

解決の方策を考えて迅速に対応する。

令和2年度 いじめ防止等に係る年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	児童支援委員会	職員研修 (児童理解)	児童支援委員会 いじめ対策委員会 ①	児童支援委員会	職員研修 (人権教育)	児童支援委員会
未然防止	学級開き 児童会あいさつ運動	全校朝会 人権ポスター作成 児童会あいさつ運動	非行被害防止教室 (1・3・5年) 児童会あいさつ運動	全校朝会 児童会あいさつ運動		全校朝会 児童会あいさつ運動
早期発見	家庭訪問 いきいき観察シート	学級懇談会 いきいき観察シート	いじめアンケート ① いきいき観察シート	個人懇談会 学校評議委員会 いきいき観察シート		いきいき観察シート

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	児童支援委員会 いじめ対策委員会 ②	児童支援委員会	児童支援委員会	児童支援委員会	児童支援委員会職員研修(総括) いじめ対策委員会 ③	職員研修(児童理解)
未然防止	人権参観 児童会あいさつ運動	全校朝会 児童会あいさつ運動	情報モラル教育 (2・4・6年) 児童会あいさつ運動	全校朝会 児童会あいさつ運動	児童会あいさつ運動	児童会あいさつ運動
早期発見	学級懇談会 いじめアンケート ② いきいき観察シート	いきいき観察シート	個人懇談会 いきいき観察シート	いきいき観察シート	学級懇談会 いじめアンケート ③ いきいき観察シート	学校評議委員会 いきいき観察シート

未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・児童等の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育の充実
  - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット利用のルールづくり等の啓発
- 児童等の様子の把握
  - ・共感的生徒理解

早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付く力”を高める  
※校内職員研修の実施  
校外で行われる研修会への参加
  - ・児童等、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡視
  - ・定期的な面談による情報収集  
(児童・保護者等)
  - ・アンケート調査の定期的な実施
- 相談体制の充実
  - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
  - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
  - ・要配慮生徒等の情報共有
  - ・申し送り事項の確認と徹底
  - ・「個人別生活カード」の活用